

## 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第11回） （令和2年7月17日）概要

### 議題1：関係部会等からの検討状況の報告

#### <意見交換>

（教育課程部会からの報告について）

- 資料1の2ページ目に、「児童生徒の資質・能力の育成に当たっては、幼児教育において行われている自ら問いを持って探究し、協働することによって理解を深める学習を小学校以降にもつなげていく」とあり、今回の学習指導要領の改訂等においては、それぞれの校種の終わりまでに育つべき資質・能力を明確化することによって、学校種間の接続・連携を充実させることが目的となっていると承知している。2ページ目の下から3行目のところに、「教育委員会等が中心となって、幼稚園、小・中学校等の連携を促進することが考えられる」とあるところ、既に市町の大小に関わらず、教育委員会等が中心となって協議会等が立ち上げられており、校種間の連携は推進されている実態はあるが、それぞれの学びの段階の接続について、あるいは接続期のカリキュラム等についての検討が十分になされるまでには至っていないのではないかと考える。とりわけ幼児教育の学びの特性があるので、教育委員会を中心としての校種間の接続、連携にとどまらない接続についてこれまで以上に推進していただきたい。
- 資料1の6ページに、「進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修とした判断するための基準については、履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる教育課程の在り方を目指すべきではないか」と記載があるが、その後ろに記載されている文章も含め、今とどう変わるのかを教えてください。また、7ページの一番上の丸のところに、「このような教育課程を編成・実施するためには、文部科学省・教育委員会・校長・教師の役割分担を整理するとともに」という表現があるところ、授業時数も含め、履修主義なのか、修得主義を強めるのかといった判断については、教育委員会や校長の方に裁量が任されていくという方向で柔軟化、弾力化が進むというイメージでよいか。

（教員養成部会からの報告について）

- 教員養成について、資質・能力の指標を定め、研修計画を策定するということが、資質・能力の指標を作り、それを活用するとなると、一人一人の教員の評価が重要になるかと思うが、それについては特に記載がない。教員の評価についてどのような議論がなされたのか教えてください。
- 資料2の4ページに、小学校と中学校の教員免許について適切な同時取得に向けて制度を整えるとあるところ、義務教育9年間を見通した教育の質の向上のためにも有用と考えるので、是非今後の具体化をお願いしたい。

- 資料1ではSTEAM教育の重要性について触れられており、総合的な学習の時間や高等学校の総合的な探究の時間においてSTEAM教育が深まっていくといったことが述べられているが、教職課程認定基準の単位数について、現行だと総合的な学習の時間も含めて10単位となっている。総合的な学習の時間については、STEAM教育のみならず、社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域社会に開いていくためのコーディネーターとしての教員の資質・能力を高めるといったことも必要になってくるが、この単位数でやっていけるのか。今後の展望を教えてください。
- 教職課程認定基準の表について、教科に関する専門的な事項の中にICT活用も含むとなっているところ、資料1の中で、オンラインにおいても単なる知識の習得ではなくて、思考力・判断力・表現力等の育成や、対話的・協働的な学びができるといった認識を持つべきだという表現があったと思うが、果たして大学の教員養成課程において十分に対応できるのか。大学任せになるのではなく、ガイドラインのようなものが必要ではないか。
- 資料1の9ページから10ページにかけての「ICTの活用」に係る記載と、資料2の9ページ以降の「ICT活用指導力」に係る記載には関連性がある。教育課程においても、ICTを正しく使える教員が要請されており、これに対応して、教員養成部会でもICTの活用指導力を高めるための具体的な提案がなされていることは有用。特に「各県教育委員会等が定める育成指標においてICT活用指導力を明確化すること」、そして、「都道府県教育委員会等の研修がより体系的かつ効果的に実施される」ということは、「今回の新型コロナウイルス感染症対策におけるオンライン遠隔教育に対応せざるを得なかった教員の実体験に基づいた具体的な研修内容の編成」が有用と考える。
- 義務教育段階では、GIGAスクール構想で1人1台の情報端末が整備されつつあり、また、高等学校でもBYODが進み、必要なときに検索、記録したり、情報の再利用をしたり、今までの学習とつなげたり、あるいは友達にプレゼンをしたりというようなことがいつでもできるような学習のツールとして、ICTをすぐそばに置くということが進んでいる。そういったことができるようになるような情報活用能力を、子供たちに身に付けさせること、また、その情報活用能力が学習の基盤として各教科等の学習にも寄与していくということは学習指導要領にも既に書いてあるところ。さらに、デジタル教科書の制度改正やオンライン教育が今後も推奨されるなどの動きもある。これらを考えると、教員になる者は、子供たちが経験することを先んじて十分に経験しておく必要がある。つまり、教員養成段階でICT活用指導力の育成が重要であり、そもそも自分が学習の道具としていつでもICTを使うような経験値を高めておく必要があるのではないか。先般の教育職員免許法の改正等で各教科教育等にICT活用が入り、指導内容と、道具としてのICT活用の部分は教えることにはなっているが、教員養成大学あるいは教員養成課程においてはBYODを義務化することや、各講義でいつでも積極的にICTが用いられるようにすることを推奨していくことはできないか。
- 児童生徒の情報活用能力を伸ばすには、パソコンやタブレット端末などの操作ではな

く、紙媒体とは異なるデジタル媒体や、対面式だけではなく通信式の授業ならではの利活用等、教師のICTの活用力を鍛える必要がある。これらは教員養成段階だけではなく、採用後の研修でも重要であり、まさに養成・研修の一体的な取組の中でICT活用能力が向上していくもの。その際、ICT活用能力と抽象的に言っても、学習指導の向上に結び付くという観点も必要であると思われるところ、主体的・対話的で深い学びの中でICT活用の能力は重要な位置付けにあるということ、養成段階、研修段階で示していくことが必要ではないか。

- ICTを活用するためには、NPO法人や民間企業等の人材の活躍が不可欠であり、教員養成部会では、教員免許制の実質化と関連して、特別免許状に関する問題提起があった。今後は、「より短期の有効期間で柔軟に活用することが可能な教諭の免許状を授与できるようにすることが考えられる」という指摘があり、しかも「教員免許更新制そのものの成果や、教師のキャリアステージごとに教師の資質・能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況などについて、包括的な検証を進める」と言われている。これらについては、教員養成部会で進めていただければ、このコロナ禍で苦勞されている現場の「教員不足」とか、あるいは教師の「資質向上」に寄与する現実的な提案が生まれるものと思う。
- 教員免許更新制の実質化について、現場の教員が免許更新をするにしても負担感が大きく、いくつかの教育委員会においては、日頃の研修と免許状更新講習をほぼ兼ねる等の取組が行われているとあるが、これについて国としてガイドラインを示しているのか。もし国として目安を出していないとすれば、出すことが必要なのではないか。
- 教員研修は、職能の向上が目的であり、更新制は免許の要件として定められているところ、両者を関連付けながらも更新制の基本的意義が具体化するような制度設計が必要ということについて、やはりそこが重要である。一方、教員養成・採用・研修の一体的改革の中で、養成段階の大学が更新制の実施に相当な協力をし、成果を上げてきたということも事実であるので、その辺りの正確な評価が必要ではないか。
- 教員養成部会の審議のまとめに、幼稚園教諭の免許についての記述が全くない。もちろん義務教育課程と高等学校の議論が中心になることは理解しているが、幼稚園免許と小学校免許、とりわけ教育大学における幼稚園教諭免許の養成課程が非常に危機的な状況にあるという話はよく聞くところ。私立大学においては、幼稚園教諭免許と小学校教員免許の両方が取得できる課程や学部学科が少しずつ増えてきてはいるが、このままだと相互の教育段階の特性の理解について、十分な進展が望めないのではないかと危惧している。
- 小学校教員資格認定試験について、民間の人が小学校の教員を目指したり、短大生が途中から小学校の教員免許を取りたいというとき等に加え、現場の中学校教諭等が小学校免許を取るのにも非常に有効な手段だと思っている。しかし、マークシートにより国語、社会、算数等多くの教科を受検しなければならず、算数や理科といった教科については非常に難易度が高くなっている。小学校資格認定試験について、一度改善のメスを入れること

が必要ではないか。

(新しい時代の高等学校の在り方ワーキンググループからの報告について)

- 今回、スクール・ミッションの再定義とともに、スクール・ポリシーの策定について記載があるが、特に各学校がカリキュラム・ポリシー上で特色化等を打ち出しやすくするとともに、高校生が非常に多様化している現状にしっかり対応して選択肢を与えるためにも、カリキュラム・マネジメントの強化に加えて、学習指導要領の一層の弾力化や大綱化といった方向についても考えていく必要があるのではないかと考える。
- 普通科以外の新たな学科の設置に関して、普通科では理系・文系といったコース分けを行っている高校が多いが、例えば就職希望者が比較的多いような学校ではキャリアデザインコース、あるいは国際交流が盛んな学校ではグローバルシチズンといった特色あるコースを設けている例が見られる。今後の制度設計にあたっては、これらの既存のコースと新しい学科との関係をどう整理していくかを検討する必要がある。また、例示された新設学科に関しては、コンソーシアム構築あるいはコーディネーター配置といった要件を課すことが示されているが、要件を厳格化すると新設が難しくなる可能性もあると考えられるところ、どの程度まで求めることにするかについては留意が必要。
- GIGA スクール構想を進め、ICTによる学びの質保証をすることを1つの条件として新たな科を作っていくということが重要。また、学際型にせよ、地域探究型にせよ、社会に開かれた教育課程の実現には、コーディネーター人材がどうしても必要。新たな学科の要件には、ICTを支える人材、コーディネーター人材、そういったものも必要ではないかと考える。
- 普通科改革について、本質的に子供たちに与えたい能力は、今まで言われてきた非認知能力なのだと考えている。これらは、義務教育においても、STEAM教育や探究型教育を導入していこうという動きとつながる話であり、小学校・中学校の中で育まれた力をしっかりとアセスメントし、高校入試で生かしたうえで、普通科改革によって新たにできた学科に子供たちが進級・進学できるよう設計することであると考える。また、このような新たな学びを根付かせていくためには、人材配置のための予算も考えなければならない。加えて、このような形で普通科改革を行うのであれば、小学校から高校までの間に学校現場で非認知能力を育成してきたことを踏まえ、そのアセスメントを用いた大学入試制度改革も同時に考えていくべき。個人としては、学際科学的な学びに取り組む学科と地域社会に開いた学科で求めている能力の大部分は同じであるが、その後活躍する現場が違くなったときに、これを高校入学時に子供たちに選ばせるのが適切なのか。高校2年生段階、例えば今の理系・文系を選ぶようなタイミングで選べるような設計の方が子供たちにとってはよいのではないかと考える。
- 普通科改革について、何割ぐらいの学校が新しい学科に移行していくことを想定して議論しているのか。地域によっては、成績がいい子供たちが大学に行くためにブランドイメージがある普通科を一旦選ぶという印象があり、中学卒業段階で、地域を探究の場を選ぶ生

徒はあまりいないという印象がある。今の普通科のカリキュラムの中で地域とつないだカリキュラムを実行しているような学校の学びを通じて、地域の面白さに気付いていく生徒層が生まれてきているが、現在普通科の中でできていることが、新しい区分けになったときに、どういうインセンティブで、更に何ができるようになるのか、その部分が明らかにならなくては普通科が変わるインセンティブにならず、結果として変わる学校が少なくなることを危惧している。

- 普通科の改編については、実際に普通科において様々なコースが出来てきているのが現実であり、教育課程改編に際し、細かく全てが決められている中で進めることができるのか。高等学校教育としてのしっかりとした教育課程を中心に築いた上で、周囲に自由な部分を多く作ることによって、多様化した様々なコースが作られるのではないか。WWL やグローバルを使ったものも、特例校ではなく、そういったものが中に組み込まれる中で、それ以外のことにも取り組む子供がいることも意識した改定が必要ではないか。
- 学科の再編については、ただ看板を掛け替えるのではなく、あくまで個別最適化された学びを実現するためにどういう看板にするのが重要であり、それをどういうスクール・ポリシーの下で実現していくのかということについて、具体的な方法論とともに現場に下ろしていくことが必要。
- 資料3-2の14ページ、カリキュラム・ポリシーのところで学習評価の在り方が極めて重要だとあるところ、各学校がカリキュラム・ポリシーを示す際には、教科レベルの習得・活用・探究はどのようになされ、どう評価するのか、あるいは総合的な探究の時間でどう評価するのか、そして、特別活動をどう評価するのかを各学校はきちんと明示していくといったことも今後書き込んでいただきたい。
- 資料3-1に、「中山間地域や離島などの地域に立地する高等学校は、自宅から通学可能な唯一の高等学校として多様な生徒のニーズに応えるための役割が求められることから、それぞれの強みを複数校で共有する」という記載があるが、今後の人口動態や高等学校が地域創生の核であることを考えると、こうした状況は、中山間地域や離島などの地域に限定されるものではなく、全国的に広がっていくことが予想される。また、資料5-1にも、地域圏の複数の高等学校をネットワークでつなぎ、双方向で協働的に学習をするという記載があるところ、原案では、スクール・ミッションやスクール・ポリシーについては、各学校で1つのものを作るという提案になっているようだが、場合によっては複数校をネットワークでつなげた学校園のようなものと考え、その地域圏で1つのスクール・ミッション、スクール・ポリシーを作っていくことも十分考えられるのではないか。また、そういった地域特性から考えると、その地域の小中学校の子供たちは、ほとんどがその地域の高校に進学をするということが想定されることから、他地域よりも小中学校との系統的な学びということに配慮し、子供たちがどのように学んできているのかということをも十分認識したうえで、スクール・ミッションやポリシーを作成すべきと考える。また、高等学校での学びをしっかりと見越して小中学校の学びの充実を図るという方向性も重

要。

- 今後、リモートワークならぬリモートスタディが当たり前になった場合、3密を避けて生活ができる田舎の小規模校の存在が、地方創生の意義と相まって重要な意味を持つてくるのではないか。そういう意味において、適正規模の考え方についても踏み込んで議論していきたい。
- コロナによる未曾有の経験の中で、ICT教育の重要性を改めて認識した一方で、高等学校が各教科等の知識や技能を教授するだけでなく、生徒の心身や安心・安全を確保するという側面、社会性・人間性を育むという側面を併せ持つ機関であるということが再度確認されたと考えている。資料3-2の6ページに、「教室における対面指導が効果的なもの、地域社会での学びが効果的なもの、ICTを活用した学習が効果的なもの等を見極め、その最適な組合せによって多様な生徒を取り残すことのないよう…」と記載があるところ、まさに今回いい意味でのハイブリッドな教育を経験させられた気がしている。
- 通信制高校について、資料3-1の24ページには「多様な生徒の学習形態、進路希望に対応した教育活動が行われている」と記載がある一方、26ページには質保証の問題が書かれている。実態については、資料3-1の27ページ以降に教育課程の編成等4つの問題が述べられているところ、対面の必要性や通信制の本来の目的というところで、全日型や通学型といった通信制がある等方向性が違ってきている部分があると思うので、その辺りも含め、改めて検討いただきたい。

(新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議からの報告について)

- 現場の視点から、インクルーシブ教育は学校経営の根幹をなすものと認識しているところ、特別支援教育の在り方に関して3点述べる。1点目は就学前から小学校、中学校、高等学校、大学、就労と続く教育の連続性の中で、子供たちの引継ぎ、情報の引継ぎの重要性である。2点目は、福祉と学校と家庭とのトライアングルの関係について、例えば放課後等デイサービスなど、福祉関係の方が現場に入って特別支援教育を支えていくような、三者の関係の重要性である。3点目は、就学前の段階で保護者がいかに問題意識を持つか、そして、その保護者に対する、今後の特別支援教育のシステムや、連携支援に関する情報提供の重要性である。保護者にとっては情報不足が一番心配なところであり、高校進学や就労に関する情報提供を早い段階で行っていくということもとても重要。
- インクルーシブ教育の下に共に学ぶ取組がなされているが、共に学ぶ教育を行うに当たっては、障害のある子供の保護者への丁寧な説明と同時に、障害のない子供の保護者の理解も重要。最近の保護者の方々は、特別支援教育についてとても熱心に勉強されているが、障害のない子供の保護者の方の理解を得られるような働き掛けが必要。そのような取組によって、障害のない子供たちが障害のある子供たちに対して、一人一人の特性を認めて共に学んでいくという素地が出来るのではないか。
- 特別支援教育の側からだけでなく、全ての校種において多様性を尊重する社会づくりを

目指すために、インクルーシブ教育システムの更なる構築が必要だということを強調してほしい。教員・保護者・地域社会に対しても一層の意識向上が必要。

- 通級指導は、高等学校にも取り入れられており、小学校の中でも多様な学びの場の1つとしてあるが、通常学級に通いながら取り出し授業ができるようにする、通級指導に係る支援員を多くする等の支援策の拡大もお願いしたい。
- 小中学校における障害のある子供の学びの充実に関し、取り出して授業をした方がいいと思う場合もあるが、本人の意向、保護者の意向、学校の態勢が整わないと難しい。柔軟な体制で柔軟に取り出して子供たちが学べるような取組を進めてほしい。
- 特別支援学級の学級編成は1学級あたり児童生徒8人であるが、児童生徒の学年が異なることや、障害の状態が多様であること、一人一人にあった教育内容を展開していくこと等から、教員1人で8人までの児童生徒の指導をしていくことは困難。特別支援学級の担任については研修の場の少なさや、校内のOJTが困難であることから、専門性を身に付けていくことが難しい状況にある。教員一人当たりが担当する児童生徒数についても検討してほしい。
- 学校には特別支援教育コーディネーターという役割を担う教員がおり、通常業務に加えられた役割であるので、担当教員の負担が大きいが、学校内で特別支援教育コーディネーターがどのように機能するかで児童生徒への支援は大きく変わる。特別支援教育の体制は、地域差や学校差が大きく、一定水準の体制を築くためにも、特別支援教育に特化した役割を学校に位置付ける時期である。常勤として、専任の特別支援教育コーディネーターを配置することが、インクルーシブ教育システムの構築にもつながる。
- 特別支援教育には、エリアコーディネーターがいると思うが、その方がいかに各現場を支援していただけるかという役割の明確化も必要。
- 前回の会議において、コロナ禍でリモートワークが進んでいるという経済界の動きについて話があったが、それと、資料4-1にあるような「ICTを活用した在宅就労」がしっかりと結びつくイメージが具体的に各企業から提案され、そのニーズに対してきちんと対応していけることになれば、これまで就労できなかった方が今後ICTを活用して在宅就労することも可能になるのではないかと。ぜひ経済界と一緒に検討を進めてほしい。
- ICT利活用等による特別支援教育の質の向上については、大変重要な論点と受け止めており、インクルーシブ教育として一人一人の児童生徒を尊重した個別最適な教育を、学びの連続性を持って進めていく上で、ICTは有力であると認識。ICTを活用できることが障害のある方の自立支援につながることから、ICTは健常者同様、学びの支援に生かされるべき。特に、一人一人に寄り添った連携を保つためには、関係機関との連携にもICTが生かされなければならない。関係機関の連携におけるICTの活用について、いつ頃までの実用化を目指し、どのような議論がされているか、時間的な目安を教えてください。

- 日本の幼児教育・保育段階では、障害のある子供あるいは障害の疑いのある子供、合理的配慮や教育的な支援を必要としている子供の受入れが十分なされておらず、幼児教育・保育の機会保障が十分になされていないのが実態である。改善に向けては、文部科学省を中心として、幼稚園、こども園、保育所においてのこれらの子供の受入れ、家族・家庭支援の充実を図っていくことが非常に重要。その上で、資料4-2の4ページに、早期からの相談・支援に関し、法定健診や就学時健診に加え、5歳児健診の機会を有効に活用することについて記載があるが、乳幼児の保護者の場合、障害の受容・理解について非常に難しく、デリケートな時期にある。また、受入れが十分進んでいない中、健診や専門医の診断等によって障害あるいは障害の疑いのあるということが分かった段階で、幼稚園やこども園の受入れがなされず、就園の機会に恵まれないということに至る場合がある。就学に際しても、保護者に対して、卒業後も含めたライフステージに応じた十分かつ丁寧な情報提供がなされた上で学校選択が行われることは非常に重要である一方、保護者・家庭の受容の態勢が整わない中での支援は二次的な障害や保護者、家庭の難しい状況を生むことにつながりかねない。こういったことも踏まえ、慎重さも兼ね合わせて進めることが重要と考える。

議題2：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の学校教育の在り方等について

<意見交換>

- 先般7月2日に全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長名で「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言を文科大臣及び与党に提出した。資料5-1の最終ページ②に、少人数編成という文言が盛り込まれているほか、政府の方針等にも反映されておりありがたい。本緊急提言に書いてあるとおり、教室の平均面積は64㎡であり、現在の40人学級では感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することは困難。学校の児童生徒数が少なくなっており、20人あるいは30人といった教室もあるが、定員は40人であるところ、密になってしまっている教室がある。

2点目として、やはりGIGAスクール構想をしっかりと進めていく。緊急時においても、オンライン学習がしっかりできる環境を整えること、最適な学びの実現のためには、少人数によるきめ細かな指導体制が必要だということを考えると、少人数編成を可能とする教員の確保をお願いしたい。また、3点目として、更新費用、ランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置についてもどうかお願いしたい。

- WITHコロナ期でありながら、ここから自然災害が続いていくことが予想される中で、ICT支援員が、学校の授業や先生方の支援のみならず、例えばパソコンを持ち帰った生徒たちが学びを止めないための直接的な生徒に対する支援もできるような方策が必要。熊本の高校生では、学校が再開しても通学困難になっている地域もあり、そういった子たちが学びを止めなくてもいいように、オンラインでサポートできるような仕組みが必要ではないか。



- 本校でオンライン学習に取り組んだ際に、フィードバックのために確認テストをしたところであるが、教師にもスタディ・ログがいく状態で、子供たちが正解しているのかどうか解きながら分かり、普段の授業もこれを使えばいいのではないかという実感があつた。オンライン学習時のみならず、教室での学習時においてもすぐフィードバックできるよう、学習履歴が取れるテストのようなものが有効であることが分かるとよい。
- ICTについては、早急に整備が必要だと感じている。青森県青森市には小中学校が約60校あるところ、PTAの働き掛けもあり、臨時休業中に全ての学校でオンライン授業に取り組んだ。その中で、不登校の子供が、オンラインであれば7割位が参加し、かつ、学校再開後もオンラインに参加していた7割の不登校の子供のうち、9割以上が学校へ来るようになったというところもあると聞いている。ただ、今回のオンライン授業は、家庭において9割ぐらひはICT環境が整っていることから、実施するに至っており、BYODであるので、まずは学校の環境が早急に整備されるべき。
- 遠隔・オンライン教育について、ICT機器の活用に関しては、これまでも障害のある児童生徒にとって個別最適化のためのツールとして様々な実践が紹介されている。また、病弱や不登校の児童生徒にとっての有効性が報告されているところ、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会においても、臨時休業の対応や影響についての調査を現在行っている。その中で、知的障害や自閉症の児童生徒については、自ら機器を操作することや集中し続けることが難しく、遠隔・オンライン教育が困難であった例も報告されている。特別支援学級に在籍する児童生徒にとっては、長時間のオンラインによる指導は内容と教材の選定が課題であり、早急に検討が必要。知的障害や自閉症、発達障害の児童生徒に対する遠隔・オンライン教育の指導内容や方法も、通常学級に遅れることなく取り組んでほしい。
- 資料5-1の8ページ、「新しい時代の学びを支える環境整備」に記載のある取組事項については、WITHコロナとポストコロナで少し中身が違うのではないか。例えば、①に「新しい生活様式」も踏まえ…衛生環境の整備」とあるところ、「新しい生活様式」はそもそも感染拡大を防ぎながら生活することを目的にしており、WITHコロナになじむ中身だと感じる。一方、ポストコロナが感染終息後を指すとすれば、その時点での教育現場は、人と人のつながりを大切にして、ソーシャルディスタンスを取らない方向に戻していくべきだと考えている。「新しい生活様式」は、少なくとも新しい時代の学びの方向性と完全に一致するものではないのではないか。  
また、②にある「教室等の実態に応じて少人数編成を可能にする」についても、まさに現在のWITHコロナの時代には大変重要なことである。しかしながら、ポストコロナにおいては、新学習指導要領の趣旨に沿って、個別最適化された学び等を進めていくために、教科担任制の導入や少人数編成というよりも、学級の小規模化を計画的に図っていく方が適していると考えているところ、ポストコロナ、WITHコロナの違いを意識して書き分けてもらいたい。

- 「遠隔・オンライン教育」という用語の再検討をしてはどうか。そもそも遠隔教育というのは、通信教育や、離島や中山間地あるいは人口減少による遠隔合同授業等を念頭に概念化された用語である。一方で、昨今よく見られるオンライン教育というのは、インターネットにつながった情報端末を、学校の学習でもいつでも身の回りに置き、友達や先生とオンラインでつながり協働で学ぶような学習であり、こういった状況は今後多くなると考えられる。また、学校で探究的な学習等に取り組んでいる途中で、続きを自宅でやる、あるいは夏休み等長期の課題を定期的に先生が確認する等もできる。いわゆる同時双方向型のオンライン指導だけがオンライン教育ではなく、オンラインを使った学習活動は多様に考えられるところ、今後の議論を考えると、オンライン教育の概念化と用語の再整理が必要ではないか。
- 資料5-1について、私立学校にはどの部分が当てはまるのか。高等学校に関しては、5ページにおいて遠隔授業の活用についてのみ言及があるが、ICT環境の整備については、公立の高等学校含めてどうなっているのか。また、指導員等についても、私学には全く準備されていない。日本全国の国公立ということ考えた、これからの学びの在り方に変えていただきたい。
- 各学校における個別最適化された学びの実現において、ICT化はツールとして欠かせないということは共通の合意になっていると思われるところ、そのための環境整備が大きなテーマ・課題である中、教育委員会の在り方、条件整備ということについても注目せざるを得ないのではないかと。各部会等からの提言は、教育委員会の在り方が常に関係するものであるはずだが、どういう形で各部会等の提言と関係させつつ教育委員会の在り方を示していくのかも重要な課題。教育委員会の在り方についても目を向けていくべき。
- 今年度の教育実習、介護等体験の実施については、大学、教育実習校、教育委員会等と連携を取りつつ、多くは秋以降に先送りが行われているところ、教員養成大学においては、全免許状で必修単位である教育実習、義務教育免許状で必修単位である介護等体験の実施が困難な状況にある。養成大学、幼稚園から高等学校まであらゆる実習校、教育委員会ともに難しい選択となっているので、ぜひ文科省のレベルでの判断・検討をいただきたい。

\* 上記内容は、委員の了解を取っておらず、事務局がまとめたものである。